

# SNS 動画を活用した山梨県の魅力発信業務仕様書

## 1 業務委託名称

SNS 動画を活用した山梨県の魅力発信業務委託

## 2 業務の目的

山梨県はこれまで、地域資源の PR を通じて地域ブランド「やまなし」の価値向上や認知向上に取り組んできた（ブランドコンセプト「上質な環境を提供する」）。一方で、「やまなし」という地域のブランドイメージの向上には、地域資源のみならず、山梨県が進める各種の先進的な政策を PR することも有効であることがわかった。

こうした状況を踏まえ、山梨県の様々な魅力を幅広い世代にわかりやすく PR するため、ソーシャルネットワーキングサービス「TikTok」を活用した山梨県の魅力発信事業を実施する。

## 3 履行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

## 4 委託業務概要

### (1) 動画コンテンツの企画・作成

山梨県の魅力を分かりやすく伝えるための動画を企画・作成する。

### (2) アカウムの運用

山梨県公式 TikTok アカウムの運用する。

### (3) SNS 広告

(1) で作成した動画の視聴数を高めるため SNS において広告を実施する。

## 5 委託業務

### (1) 動画コンテンツの企画・作成

#### ① 全体的事項

- ・従来の山梨県における情報発信施策を踏まえ、どのような方針で動画を作成、発信するかを提案すること。
- ・契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を提出し、山梨県の承認を得ること。
- ・既存の TikTok アカウムの【公式】山梨県が良すぎる (@yamanashi\_yosugiru) を使用することとするが、山梨県と協議の上、アカウムの新規開設し、複数運用することも可能とする。なお、新規アカウムの作成する場合、アカウムの関する権

利は県に帰属し、委託契約終了後も継続して山梨県が使用できることとする。

- ・委託業務に必要な資機材は、受託事業者が用意すること。
- ・動画の企画、構成、台本等については受託者が作成の上、撮影前に山梨県の承認を受け、動画を制作すること。動画編集後の県確認作業により修正の必要があることが判明した場合には、速やかに山梨県の指示により対応を実施すること。
- ・撮影に必要な取材先との調整等は受託者が行うものとする。

## ②動画の企画・作成

- ・受託者は山梨県の魅力をわかりやすく伝えるための動画を企画し、作成する。この際、山梨県及び関係団体、撮影協力者における、品格・信用やブランド価値を損なうことのない動画を作成すること。
- ・作成する動画のテーマは次の2つとし、作成する本数等については、最低20本以上で、企画提案内容をもとに山梨県と協議の上で決定する。

### ア 山梨県の魅力全般

視聴者が山梨県に興味・関心を持ち、山梨県を認知させる内容を受託者が企画、提案するもの。

### イ 山梨県の政策等の取組

山梨県が行う先進的な政策や県内で実施されている特徴的な取組、またそれらに関連する取組など山梨県が指定する内容、または受託者から提案するもの。

なお、具体的なテーマについては、委託事業開始後、県から提示し、または受託者からの提案により、両者協議の上決定する。

- ・上記の両テーマについては、日本国内、ひいては世界に発信すべき山梨県の魅力について受託者として調査検討の上、積極的に提案すること。

## ③ライブ配信の実施

- ・履行期間中、常時または2回以上のライブ配信を実施すること。
- ・ライブ配信のため必要な資機材等は受託者において設置ないし貸借すること。また、良好なライブ配信を行うために必要となる安定した通信環境については、受託者の責任において確保すること。

## (2) アカウントの運用

### ①全体的事項

- ・アカウントの運用方針については、受託者が企画し、事前に山梨県の承認を受けた上で実施すること。
- ・山梨県及び関係する団体の信用やブランド価値を損なうことのないようアカウントの運用を実施すること。

### ②動画の投稿

- ・作成した動画は、山梨県公式 TikTok アカウントより投稿する。

- ・受託者は、投稿文の設定や音楽の選定など投稿に必要なすべての作業を実施し、動画の投稿スケジュール及び投稿時間等についても提案すること。

### ③投稿後の運用

- ・動画投稿後のコメントへの対応は受託者が実施するものとし、その運用方針については事前に山梨県の承認を得ること。

### (3) SNS 広告

- ・動画コンテンツの再生数を伸ばす等のため、SNS における広告を掲出すること。
- ・広告の実施に当たっては、時期や内容について山梨県と協議すること。
- ・実施に当たり疑義等が生じる場合には山梨県と受託者が協議するものとする。

### (4) 独自の提案

- ・上記(1)、(2)、(3)との連携により効果が見込める独自の提案を行った場合は、山梨県との協議の上実施すること。

### (5) その他の事項

- ・提案には、本事業における KPI、KPI を設定する理由、及び効果検証の方法を記載すること。
- ・県が運営するほかの SNS との連携施策についても考えられる提案があれば含めること。

### (6) 規格・納品

- ・TikTok で投稿する動画のほか、他の SNS で利用可能な形式（音楽がなく、音声収録のみのものや、テロップ等を入れていない素材など）にした動画やその他 PR 資料等の電子データを、山梨県が指定する方法により納品すること。

## 6 業務実施体制

事業の実施に当たっては、山梨県との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるよう体制を整えること。経費の執行については、費用対効果を十分に考慮し行うこと。

### (1) 業務実施責任者

- ① 受託者は、本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置すること。
- ② 業務実施責任者は、企画立案・実施のほか、本業務従事者を十分指導して業務を実施させること。
- ③ 業務実施責任者は、PR 場所の管理者や関係者との交渉、連絡調整を行うこと。
- ④ 業務実施責任者は、山梨県との連絡を密に行い、業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。
- ⑤ 業務実施責任者は、本業務を安全に実施できるよう管理を行うこと。
- ⑥ 業務実施責任者は、経費・事業内容等、山梨県から報告を求められた際は速やかに対応すること。
- ⑦ 受託者は、やむを得ない場合を除き、業務実施責任者を変更しないこと。

- ⑧ 受託者は、契約締結後速やかに業務実施責任者の氏名等を山梨県に通知すること。
- (2) 業務従事者
  - ① 業務従事者は、業務実施責任者ととも本業務に係る企画立案・PR 業務を行うこと。
  - ② 受託者は、契約締結後速やかに業務従事者の氏名等を山梨県に通知すること。
- (3) 再委託
  - ① 受託者は業務の全部または一部を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について、あらかじめ山梨県の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。この場合、やむを得ない場合を除き、企画提案時点において、再委託の可能性について明示し、業務実施体制の一部に組み込んだ上で、受託者が担う業務と再委託先の担う業務等について提案手続きの中で明示しなければならない。
  - ② 受託者と再委託先事業者が共同で実施した業務に係る実績は、提案における実績とすることができる。

## 7 事業報告

- (1) 事業成果の報告等
  - 委託業務が終了したときは、委託契約業務完了報告書を、山梨県に提出するものとする。
- (2) 事業成果の帰属等
  - ① 委託業務により受託事業者が制作した成果物及び業務中に取得した資料に関し、所有権に加え、意匠権を受ける権利、商標権を受ける権利、著作権等、全ての知的財産に関する権利は、全て山梨県に帰属するものとする。
  - ② 成果物に第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとし、受託事業者は必要な著作権処理を行うこと。
  - ③ 受託事業者は、受託業務により受託事業者が制作した著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。
  - ④ 委託業務より知り得た秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

## 8 留意事項

- (1) 委託業務を総括する責任者を置き、山梨県と常時連絡が取れる体制とすること。
- (2) 委託業務の遂行に際しては、企画提案実施要領に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、山梨県と協議の上、一部修正又は調整等を行う場合があること。
- (3) 受託事業者は、感染症拡大等のやむを得ない事情によるほか、事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務執行上やむを得ない事情が発生した

場合、委託業務の履行に当たって契約書及び本仕様書に疑義が生じた場合は、契約書及び本仕様書の変更について山梨県と協議することができるものとする。

- (4) 委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守し、第三者の権利を侵害しないよう配慮すること。さらには、万全なセキュリティ対策をもって運営が可能な体制となるよう配慮すること。
- (5) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。

## 9 その他事項

- (1) 本仕様書に記載されていない事項については、山梨県の指示に従うものとする。
- (2) 業務の実施に当たっては、山梨県と十分協議した上で実施するものとする。